

教第41号議案

教育委員会分限処分の指針の改正について  
教育委員会分限処分の指針を次のように改正する。

令和3年9月14日提出

神戸市教育委員会事務局  
事務局長 長谷川 達也

# 教育委員会分限処分の指針

## 第1条（基本方針）

本指針は、地方公務員法第28条第1項に規定する分限処分（免職及び降任）並びに職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3に定める分限処分（降給）を適正に執行するため、分限処分の基準を定めることを目的とする。なお、分限事由に該当するおそれのある事案に対しては、「指導力に課題を有する教員への支援及び方策に関する規則」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づいて指導、研修、面談等を実施するなど、必要な措置を講ずる。

また、本指針は、分限事由に該当する代表的な事案を示したものであるため、本指針に掲げられていない事案についても、第2条の事由に準ずるものは、分限処分の対象となることがある。

## 第2条（分限事由に該当する代表的な事案）

### 1. 勤務実績不良（地方公務員法第28条第1項第1号関係）又は適格性欠如（同条同項第3号関係）

- (1) 出勤状況不良等、職務遂行能力の欠如、勤務態度不良・規律性の欠如、協調性・積極性・社会性の欠如、その他職務遂行に支障をきたす行為等により、勤務実績不良または公務員としての適格性を欠いていると考えられる職員のうち、「指導力に課題を有する教員への支援及び方策に関する規則」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づく指導、研修、面談等を実施するなど、必要な措置を講じたにもかかわらず、なおその問題行動等の状況が改善されない職員
- (2) 「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づく受診命令が行われた際に、正当な理由なくこれに従わない職員

### 2. 心身の故障（地方公務員法第28条第1項第2号関係）

次に掲げる職員で、心身の故障により職務に支障が生じており、医師の診断により、当該職員の心身の故障の状態が改善される見込みがない、あるいは今後も相当長期間の療養が必要であると認められる職員

- (1) 病気休職の期間が職員の分限及び懲戒に関する条例第4条第1項に定める期間（通算期間を含む）を満了するにもかかわらず、心身の故障の状態の回復が不十分で、今後の職務遂行が困難であると認められる職員
- (2) 病気療養中の職員で今後職務遂行が可能となる見込みがないと考えられる職員
- (3) 病気休職や病気休暇を繰り返して、その期間が過去相当期間（概ね5年間）において、累計で3年（36ヶ月）以上となる職員であって、かつ、そのような状態が今後も継続して職務遂行が困難であると認められる職員

### 3. 懲戒処分相当の非違行為の繰り返し（地方公務員法第28条第1項第3号関係）

懲戒処分（任命権者を異にするものを含み、管理監督責任によるものを除く。）を受けており、当該懲戒処分後10年以内に、懲戒免職処分に至らない程度の非違行為（管理監督責任によるものを除く。）を行った職員

### 4. 行方不明（地方公務員法第28条第1項第3号関係）

所在不明の事実が判明した日から、原則として1月以上その状態が継続している職員

附 則

この指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項第 3 号中、「過去相当期間（概ね 5 年間）」に兵庫県条例に基づく休暇が含まれる場合は、同休暇制度等を考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年 11 月 30 日以前にした病気欠勤については、病気休暇とみなし、指針第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、累計するものとする。

現行	改正（案）	備考
<p><b>教育委員会分限処分の指針</b></p> <p><b>第1条（基本方針）</b></p> <p>本指針は、地方公務員法第28条第1項に規定する分限処分（免職及び降任）並びに職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3に定める分限処分（降給）を適正に執行するため、分限処分の基準を定めることを目的とする。なお、分限事由に該当するおそれのある事案に対しては、「指導力に課題を有する教員への支援・方策に関する要綱」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づいて指導、研修、面談等を実施するなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、本指針は、分限事由に該当する代表的な事案を示したものであるため、本指針に掲げられていない事案についても、第2条の事由に準ずるものは、分限処分の対象となることがある。</p> <p><b>第2条（分限事由に該当する代表的な事案）</b></p> <p>1. 勤務実績不良（地方公務員法第28条第1項第1号関係）又は適格性欠如（同条同項第3号関係）</p> <p>（1）出勤状況不良等、職務遂行能力の欠如、勤務態度不良・規律性の欠如、協調性・積極性・社会性の欠如、その他職務遂行に支障をきたす行為等により、勤務実績不良または公務員としての適格性を欠いていると考えられる職員のうち、「指導力に課題を有する教員への支援・方策に関する要綱」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づく指導、研修、面談等を実施するなど、</p>	<p><b>教育委員会分限処分の指針</b></p> <p><b>第1条（基本方針）</b></p> <p>本指針は、地方公務員法第28条第1項に規定する分限処分（免職及び降任）並びに職員の分限及び懲戒に関する条例第2条の3に定める分限処分（降給）を適正に執行するため、分限処分の基準を定めることを目的とする。なお、分限事由に該当するおそれのある事案に対しては、「指導力に課題を有する教員への支援・方策に関する要綱」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づいて指導、研修、面談等を実施するなど、必要な措置を講ずる。</p> <p>また、本指針は、分限事由に該当する代表的な事案を示したものであるため、本指針に掲げられていない事案についても、第2条の事由に準ずるものは、分限処分の対象となることがある。</p> <p><b>第2条（分限事由に該当する代表的な事案）</b></p> <p>1. 勤務実績不良（地方公務員法第28条第1項第1号関係）又は適格性欠如（同条同項第3号関係）</p> <p>（1）出勤状況不良等、職務遂行能力の欠如、勤務態度不良・規律性の欠如、協調性・積極性・社会性の欠如、その他職務遂行に支障をきたす行為等により、勤務実績不良または公務員としての適格性を欠いていると考えられる職員のうち、「指導力に課題を有する教員への支援・方策に関する要綱」又は「継続的な指導を要する神戸市教育委員会職員への対応に関する要綱」に基づく指導、研修、面談等を実施するなど、</p>	<p>・平成20年3月に規則を制定した際の改正漏れ</p> <p>及び</p> <p>・平成20年3月に規則を制定した際の改正漏れ</p>

必要な措置を講じたにもかかわらず、なおその問題行動等の状況が改善されない職員

(2) 略

2. 略

3. 略

4. 略

附 則

この指針は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この指針は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 第 2 条第 2 項第 3 号中、「過去相当期間（概ね 5 年間）」に兵庫県条例に基づく休暇が含まれる場合は、同休暇制度等を考慮するものとする。

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

附 則

(施行期日)

1 この指針は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和元年 11 月 30 日以前にした病気欠勤については、病気休暇とみなし、指針第 2 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、累計するものとする。

・追加